

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和4年6月9日(木)
午前10時59分～午前11時23分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 大友 康 信 副委員長 菅 原 和 子
委員 熊 谷 克 彦 委員 笹 森 波
委員 千 葉 栄 幸 委員 荒 川 洋 平
- 4 委員外議員 2名
議長 菊 地 忍 副議長 佐々木哲男
- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事務局 長 大澤 博
次長兼議会総務係長 西村 雅裕
主幹兼議事調査係長 佐藤 恵子
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 決議案の取扱いについて

午前10時59分 開会

○委員長（大友康信） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておりますので、御了承願います。

次に、オブザーバーの及川秀一議員ですが、本日の協議案件の対象議員であることから招集しておりませんことを申し伝えておきます。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

決議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 説明いたします。

まず、提出された決議案について説明いたしますので、別にお配りしております資料1を御覧ください。

今回提出されました議会案第5号、及川秀一議員に対する議員辞職勧告決議ですが、このたびの及川秀一議員の不祥事に関し、去る6月8日の会派代表者会議において議員辞職勧告決議案の提出が、全会派同意のもと決定し、各会派代表者の賛成により、副議長が提出者となって本日議長宛てに提出されたものです。

それでは、決議案の内容について朗読いたします。

及川秀一議員に対する議員辞職勧告決議（案）

本市議会が制定した名取市議会議員の政治倫理に関する条例の前文には「議員は、公職者としての深い見識と高い倫理により、自らを律する政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担い、常に自らの活動及び行動を説明できる立場を保持するとともに、その責任を有する」とある。

及川秀一議員について、本条例で規定する政治倫理基準に違反する疑いがある

るとして、市民から令和4年4月27日付で調査請求がなされた。政治倫理調査会での審査結果は、及川秀一議員が市議会議員であることを表明したSNSにおいて、一部誤った内容並びに誤解を生じさせかねない投稿を繰り返し投稿したことや、内容や必要性を熟考しないまま調査請求者の出店先へ営業妨害となりうるメールをしたこと、また、調査請求者が説明責任遂行請求により説明を求めたが、誠意ある対応がなされなかったという調査請求の事案の内容は、いずれの項目も事実であると認定した。調査請求者は取引先の信用を落とし、精神的、金銭的に影響を及ぼしていることも推察しうる内容であり、本条例第7条第3項で定める政治倫理基準に違反するとの結論に至ったものである。

その後、政治倫理調査会の報告に基づき、議長から及川秀一議員に対し、調査請求者に対する謝罪、SNSに掲載した商標法の間違った内容の訂正とSNSでの謝罪文の掲載、さらに一連の行為の重大さを真摯に受け止め、謝罪文を議長に提出するとともに本会議場にて謝罪することなど、講じるべき措置を求めた。これに対し、及川秀一議員から提出された上申書は、謝罪の予定はない、訂正と謝罪文をSNSに掲載する予定はないなど、議長が求めた措置の内容を全て拒否するものであり、実行する意思はないものとなっている。

及川秀一議員の行為は、市民から負託を受ける議会の議員として著しく資質を欠くものであり、議員としてあるまじき行為であることから、全会派の総意として議員辞職勧告決議案の提出やむなしの結論に達したものである。

よって、及川秀一議員に対する議員辞職勧告決議案を提出し、市議会議員の職を辞するよう勧告する。

令和 年 月 日

宮城県名取市議会

次に、取扱い案について御説明いたしますので、次第書を御覧願います。

取扱いの案ですが、まずは、ア 議会案第5号の議案書については、この休憩中に議席へ配付といたします。

次に、イ 議会運営委員会終了後本会議を再開いたしまして、議会案第5号の日程追加を簡易採決により決定し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

次に、ウ 当該議員は地方自治法第117条により除斥となりますので、退席

を求めます。

次に、エ 提出者から提案理由の説明を求め、質疑及び委員会付託は省略します。

次に、オ 当該議員から議長に対し、地方自治法第117条のただし書の規定により、会議に出席し発言したいとの申出がありますので、当該議員の会議への出席並びに発言の同意について、簡易採決により決定し、退席を解き発言を許可します。

次に、カ 当該議員に改めて退席を求めます。

次に、キ 討論の後、採決を行います。採決は起立採決により行い、過半数議決となります。

この決議案については、特に地方自治法の定めはなく一般の決議の取扱いと同様ですので、過半数議決となります。採決の方法については、簡易採決、起立採決、それから投票による採決の3種類があります。名取市議会運営等に関する申し合わせ事項の中で、決議案等議会案については議運において協議し、全会一致を原則として上程するものとするという申合せがあります。今回については、会派代表者会議で全会派同意のもと提出された決議案ですので、本来であれば簡易採決という考え方もありますけれども、身分にかかわるものということでもありますので、起立採決が適切かということでの御提案です。

決議案の取扱いについての説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま決議案の取扱いについて説明をいたしましたが、御意見等がありましたらお伺いいたします。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） この決議案の内容について、会派代表者の方々は、今、初めて見ているのでしょうか。これからということであれば、少々時間を頂いたほうがよいのではないのでしょうか。それから、当該議員が発言をするといった取扱いについても、時間を頂いて会派内で確認を行った上で、本会議に臨んだほうがよいのではないのでしょうか。

○委員長（大友康信） 議長。

○議長（菊地 忍） 決議案文については、本日お示ししておりますので、本会議の開始時間については考慮したいと思います。

なお、議員辞職勧告決議についてはこれまでも先例がありますが、いずれ

も本人が欠席していたため、オについては今回が初めての取扱いとなります。

当該議員が発言することの同意について、簡易採決で決定することを議長において宣告しますので、簡易採決で決定することに異議の申出があった場合は、4人以上の異議があれば、起立採決を行い、起立する議員が少なければ発言が認められないこととなります。

○委員長（大友康信） 荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） 異議ありだけで、理由を述べる必要はないですか。

○委員長（大友康信） 議長。

○議長（菊地 忍） 理由はいりません。そのことも含めて会派内で再開前に確認いただければと思います。

○委員長（大友康信） 佐藤係長。

○事務局（佐藤恵子） ただいま議長より説明がありましたが、今回は当該議員の出席がある場合ということで、取扱い案のウ、オ及びカが初めての取扱いとなります。次第書の下に参考として、地方自治法第117条を掲載しております。普通地方公共団体の議会の議員は、自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。これによりウとカで退席していただきます。このあとにただし書が続いており、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができるという、出来る規定があり、本人からの申出もありましたので、今回のような流れとなっていることを、補足させていただきます。

○委員長（大友康信） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 簡易採決に異議ありとなった場合の流れを、もう一度御説明をお願いします。

○委員長（大友康信） 議長。

○議長（菊地 忍） 議長の口述で説明します。例えば議長に対し「異議あり」という方がいた場合「ただいまの議長の宣告に対し、異議があります。この場合の異議の申立ては、会議規則第73条の規定により、4人以上を必要といたします。よって、異議ある議員の起立を求めます。」という宣告に、4人以上の起立があれば「起立4人以上でありますので異議の申立てが成立

いたしました。」という流れとなり、簡易採決ではなく、改めて起立採決により進めるということになります。

○委員長（大友康信） 菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 立ったり座ったりと動きが複雑になるので、間違っ立ったり座ったりしないよう、分かりやすく進める必要があると思います。

○委員長（大友康信） 暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

【休憩中の協議概要】

- ・ 取扱い（案）のオの当該議員の出席並びに発言の同意については、最初から簡易採決ではなく、起立採決により決定することとする。
 - ・ 本会議再開は11時45分の予定とする。
-

午前11時22分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

お諮りいたします。決議案の取扱いについては、休憩中の協議のとおり、オの当該議員の出席並びに発言の同意については、起立採決により決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、決議案の取扱いについてはそのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって本日の議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時23分 散会

令和4年6月9日

議会運営委員会

委員長 大友康信